

○旭川医科大学大学院長期履修学生規程

平成16年6月9日

旭医大達第184号

最近改正 平成23年9月14日旭医大達第165号

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、旭川医科大学大学院修士課程及び博士課程（以下「本学大学院」という。）において長期にわたって計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本学大学院に入学又は在学する者で、職業等を有しているものとする。

(申請手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、次に掲げる書類を添えて、学長に願出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式第1）
- (2) 在職証明書又は就業が確認できる書類
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 前項の書類の提出時期は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者は、入学手続案内で定める時期
- (2) 修士課程の在学学生は、第1学年在籍時の2月中の学長が定める時期
- (3) 博士課程の在学学生は、第1、第2及び第3学年在籍時の2月中の学長が定める時期。ただし、10月入学者にあつては、第1、第2及び第3学年在籍時の8月中の学長が定める時期

(修業年限)

第4条 長期履修学生の修業年限は、修士課程にあつては3年又は4年とし、博士課程にあつては5年又は6年とする。

(期間の変更)

第5条 長期履修学生の履修期間の変更は、在学中に1回に限り、その延長又は短縮を認める。履修期間の変更を希望する場合は、次に掲げる書類を添えて、学長に願出するものとする。

- (1) 長期履修学生期間変更申請書（別紙様式第2）
- (2) その他本学が必要と認める書類

2 履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、年を単位とする。ただし、大学院学則第4条第1項に規定する標準修業年限を超えて在籍している長期履修学生が、履修期間を短縮し修了を予定する場合に限り半年単位を認める。

3 第1項の書類の提出時期については、延長する場合は、変更前の修了予定時期の12箇月以前の2月（10月入学者にあつては、変更前の修了予定時期の12箇月以前の8月）とし、短縮する場合は、変更後の修了予定時期の12箇月以前の2月（10月入学者にあつては、変更後の修了予定時期の12箇月以前の8月）とする。ただし、前項ただし書きに基づく短縮をする場合は、別に定められた論文提出時期の前々月の末日までとする。

(許可)

第6条 長期履修学生及び長期履修学生期間の変更の許可は、大学院委員会の議を経て、学

長が行う。

(履修指導)

第7条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員の指導を受け、計画的かつ柔軟な履修計画によって行うものとする。

(授業料)

第8条 授業料の額は、旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年旭医大達第143号）第2条の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月9日旭医大達第2号）

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成23年9月14日旭医大達第165号）

この規程は、平成23年9月14日から施行する。

別紙様式第1(第3条第1項関係)

長期履修学生申請書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

課程 専攻
受験番号(学生証番号)
ふりがな
氏 名 印

下記のとおり長期履修学生として申請いたします。

記

入 学	年 月 日	修 業 予 定 年 数
修 了 予 定	年 月 日	年
現 住 所	〒 — 電話 — —	
勤 務 先 (職 業)	()	
勤 務 先 所 在 地	〒 — 電話 — —	
指 導 教 員	印	

(注) 裏面の申請理由も記入してください。

別紙様式第2(第5条第1項関係)

長期履修学生期間変更申請書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

課程 専攻
学生証番号
ふりがな
氏 名 印

下記のとおり長期履修期間を 延長・短縮 したいので申請いたします。

記

入 学	年 月 日	修 業 予 定 年 数
旧 修 了 予 定	年 月 日 から	年 から
新 修 了 予 定	年 月 日 へ	年 へ
現 住 所	〒 — 電話 — —	
勤 務 先 (職 業)	()	
勤 務 先 所 在 地	〒 — 電話 — —	
指 導 教 員	印	

(注) 裏面の変更理由も記入してください。

別紙様式第1（第3条第1項関係）

別紙様式第2（第5条第1項関係）